

報告
基準

保健所(福祉保健センター)へ報告が必要な状況

※いずれかに該当する場合

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【引用】令和5年4月28日厚労省等発出「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正についてより

※ 診断がついていない感染症でも、発熱・咳・発疹・下痢など似た症状が出ている場合は、早めにご連絡をお願いします。

※ **障害福祉サービス事業所で、利用者の新型コロナ感染(1名以上)**が確認された場合は、別途、下記所管課コロナ発生アドレスにご報告ください。

連絡

栄区福祉保健課健康づくり係
保健師へご連絡をお願いします。
TEL: 045-894-8964

すぐに書類が作成できない場合は、
まずは電話でご連絡をお願いします。

提出①

①感染症等発生報告書 ②施設全体の見取図

新型コロナの場合:①介護事業所・高齢者施設・障害者施設等における感染状況報告

宛先:栄区役所福祉保健課 sa-kansen@city.yokohama.lg.jp

初回報告のみ、下記所管課をCCに入れてください。

- ✓ 高齢者施設: kf-corona@city.yokohama.lg.jp
(健康福祉局高齢健康福祉部コロナ発生報告アドレス)
- ✓ 障害者福祉サービス事業所: kf-covid19@city.yokohama.lg.jp
(健康福祉局障害福祉保健部コロナ発生報告アドレス)

※ 障害福祉サービス事業所において、**新型コロナ以外の感染症**が発生した場合は、事故報告書の提出が必要なため、各所管課にご確認ください。

提出②

調査時にご準備いただく書類

- ③ 有症状者の居室フロアの見取図
- ④ 行事予定表(前月と今月分)

嘔吐・下痢の場合

- ⑤ 献立表(前月と今月分)
- ⑥ 調理従事者個人別健康観察記録
- ⑦ 給食関係書類(前2週間)

調査

調査時にお聞きする内容

提出資料をもとに、お電話にて詳細を確認します。

- ① 施設概要(フロアやユニット毎の利用者及び職員数)
- ② 最初の発症者の発症日・発症者数
発症者のフロア・ユニット、検査・受診状況
- ③ 入院した方、亡くなった方の有無
- ④ 現在の感染症対策
(ゾーニング、食事の対応、PPE、換気、消毒、利用者・家族への周知、面会制限、ショートステイ・デイサービスの運営etc.)
- ⑤ 今後の行事予定
- ⑥ 施設内嘔吐時の状況・消毒(必要時)

- ✓ 保健所が**訪問による施設調査**が必要と判断した場合、ご協力をお願いします。(原則、報告当日または翌日)
- ✓ 利用者様や職員の方々へ、**検便のご協力(2~3名)**をお願いする場合があります。

日々の
報告

終息までの期間、**①感染症等発生報告書**を更新し、**毎日12時まで**にご提出をお願いします。

※ 所管課をCcに入れる必要はありません。

終息判断の例

例1) 新型コロナウイルス感染症: 最終発症者の発生から5日間、新規発症者がいない場合

例2) 感染性胃腸炎:

施設内嘔吐が3日間ない場合 且つ 最終発症者の発生から3日間、新規発症者がいない場合

※ 保健所が感染性期間・状況を考慮し、総合的に終息を判断します。

参考資料



✓ 横浜市ホームページ
介護事業者向け新型コロナウイルス関連情報

コロナ報告様式①
ダウンロード可

✓ 横浜市ホームページ
新型コロナウイルス関連情報【障害者福祉】



✓ 栄区役所ホームページ「栄区感染症だより」
(過去の栄区感染症だよりも掲載)

連絡先

栄区福祉保健課健康づくり係

TEL: 045-894-8964 (平日)

TEL: 045-664-7293 (夜間・休日)

※横浜市感染症・食中毒緊急通報ダイヤル

FAX: 045-895-1759

E-mail: sa-kansen@city.yokohama.lg.jp